

## 決算審査における警告決議等の実効性

三宅 俊矢

(決算委員会調査室)

1. はじめに
2. 決議の実効性確保の取組
  - (1) 「政府が講じた措置」の提出
  - (2) 「政府が講じた措置」の報告聴取
  - (3) 「政府が講じた措置」を議題とした質疑
3. 決議の実効性の検証
  - (1) 繰り返される決議
  - (2) いまだ関連する問題が発生している決議
4. 実効性確保に向けた課題
  - (1) 「政府が講じた措置」についての説明
  - (2) 「政府が講じた措置」に対する質疑
5. おわりに

### 1. はじめに

参議院決算委員会においては、決算の議了に当たって、例年、「内閣に対する警告」（いわゆる警告決議。そのまま本会議議決の案となる。）及び「措置要求決議」（委員会単独決議）を議決している<sup>1</sup>（以下、両者を合わせて「決議」という。）。

平成 28 年度決算審査においては、8 項目の警告決議が 30 年 6 月 18 日の委員会及び同月 27 日の本会議で議決され、5 項目の措置要求決議が同月 18 日の委員会で議決された（警告決議の内容については図表 1 参照<sup>2</sup>。措置要求決議の内容については本稿末尾に参考として示す。）。

<sup>1</sup> 「内閣に対する警告」は、政府が行った不当・不適正な事象や非効率な予算執行等に対して、国会の立場から遺憾の意を込めて警告を発するもの。「措置要求決議」は、警告の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から、行政の制度面や実施面での改善措置等を求めるものである。

<sup>2</sup> 警告決議に関連する質疑については、松本英樹「平成 28 年度決算審査の概要」『立法と調査』No. 403(平 30. 8. 1) 参照。

## 2. 決議の実効性確保の取組

決算審査の意義は、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかを分析、評価し、政策の実績評価を行い、これを次の予算編成及び予算執行に的確に反映させることにある。したがって、決算審査の結果として行った決議については、当然、政府において確実に対応がなされ、予算執行等に反映されることが求められる。この点に関し、参議院における決議の実効性確保のための仕組みは次のとおりである。

### (1) 「政府が講じた措置」の提出

警告決議の冒頭には、「内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。」との文言が付され、また措置要求決議の冒頭には、「内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。」との文言が付される。

これを受け、警告決議については内閣総理大臣から参議院議長に対して、また、措置要求決議については政府から決算委員会に対して、それぞれの決議に対する「政府が講じた措置」が提出されている。常会中に決議が行われた場合、翌年1月頃に「政府が講じた措置」が提出されるのが例であり、例えば、30年6月に議決した平成28年度決算に関する決議に対し、「政府が講じた措置」は31年1月28日に提出された。

このうち警告決議について、決議項目と対応する「政府が講じた措置」を対照させて示すと図表1のとおりである。

図表1 警告決議と講じた措置の対照表（平成28年度決算）

平成28年度決算に関する警告決議 (平成30年6月27日本会議議決)	政府が講じた措置 (平成31年1月28日提出)
<p>1. 刑務所の開放的施設における逃走事件について</p> <p>松山刑務所の開放的施設である大井造船作業場からの受刑者の逃走事件に関し、法務省は未然に防止できず、身柄が確保されるまでの23日間にわたり、地域住民に多大な不安を生じさせるとともに、検問等により極めて不便な日常生活を強いることとなったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、受刑者の更生に資する開放的施設となるよう適切に運用することを堅持しつつ、開放的施設の保安警備等を早急に見直して再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>1. 刑務所の開放的施設における逃走事件について</p> <p>刑務所の開放的施設における受刑者の逃走事件については、松山刑務所大井造船作業場の事件を受け、法務省内に検討委員会を立ち上げ、再発防止策を策定し、同作業場において、受刑者の心情把握の徹底を進めるほか、開放的施設における処遇の意義と保安警備のバランスを考慮しつつ、防犯カメラの設置等を進めているところである。</p> <p>また、その他の開放的施設における同様の事件の発生を防ぐため、受刑者の更生に資する開放的施設となるよう適切な運用を堅持しつつ、引き続き受刑者の心情把握の徹底及び適切な人的・物的警備の実施により、逃走防止策の有効性の確保に努めてまいり所存である。</p>

<p><b>2. 学校法人森友学園に対する国有地売却等における不適切事案について</b></p> <p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関し、本院の要請に基づく会計検査院の検査では、十分な根拠が確認できない状況で売却価格等の算定が行われていた事態などが明らかとなった。さらに、財務省が、国会において事実に基づかない答弁を行い、決裁文書の改ざんや交渉記録を廃棄したことなどにより、国会審議の前提が覆され、国民の信頼を著しく失わせたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、財務省の問題行為が、あってはならないことであるとの痛切な反省の上で、国有財産の管理及び処分手続を明確化し、処分価格等の客観性を確保するとともに、合理的な検証を確実に行うことができるよう、適切に行政文書を作成、管理すべきである。</p>	<p><b>2. 学校法人森友学園に対する国有地売却等における不適切事案について</b></p> <p>学校法人森友学園に対する国有地売却等に関する決裁文書の改ざん等の一連の問題行為については、真摯に反省し、適正な公文書管理の徹底や組織風土の改革を進めているところである。</p> <p>国有財産の管理処分手続等については、①公共性が高い随意契約において、必ず見積り合せを実施する、②地下埋設物の撤去費用については必ず民間業者が見積もりを行い、更に、地下埋設物による価格の減価が大きい場合には、外部有識者による第三者チェックを行う、③普通財産の売却等に係る決裁について、決裁文書として一体的に管理する書類や調書の記載内容を明確化するなどの見直しを行ったところである。</p> <p>今後とも、国有財産の管理処分や文書管理が適切に行われるよう努めてまいり所存である。</p>
<p><b>3. 高速増殖原型炉もんじゅの保守管理の不備について</b></p> <p>平成 28 年 12 月に廃止措置への移行が決定された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅについて、数次にわたる保守管理の不備に対し、保全計画に基づく点検を適切に実施する体制の整備が図られていないなど安全が確保されなかったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、機構がもんじゅの廃止措置を安全かつ着実に実施するよう、厳重な監視を続けるとともに、今後の大型研究開発プロジェクトにおいては、もんじゅの反省を踏まえ、安全確保に万全を期すべきである。</p>	<p><b>3. 高速増殖原型炉もんじゅの保守管理の不備について</b></p> <p>高速増殖原型炉もんじゅの保守管理の不備については、原子力規制委員会の審査により認可した廃止措置計画に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構がもんじゅの廃止措置を安全かつ着実に実施するよう、もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合を通じ、引き続き安全確保を最優先に厳重な監視を行うとともに、もんじゅ廃止措置現地対策チームを中心として指導・監督を行っているところである。</p> <p>また、関係機関に対して、もんじゅで得られた知見を踏まえた大型研究開発プロジェクトの安全確保について周知徹底を図ったところであり、今後とも、大型研究開発プロジェクトの安全確保に万全を期する所存である。</p>
<p><b>4. 日本年金機構の業務委託における不適切な事務処理について</b></p> <p>日本年金機構において、委託業者の入力漏れ等が多数発生したことにより本来支払われるべき年金額が正しく支払われなかったこと、契約に違反して委託業者から中国の関連事業者への再委託が行われていたことなど機構のチェック体制が機能していなかったことは、極めて遺憾である。</p>	<p><b>4. 日本年金機構の業務委託における不適切な事務処理について</b></p> <p>日本年金機構の業務委託については、外部の専門家からなる「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」の提言に基づき、同機構が用意した場所で受託者に業務を行わせるインハウス型委託の推進、総合評価落札方式の適用の原則化等の取組みを着実に実行してい</p>

<p>政府は、近年、機構において不祥事が頻発し、信頼が大きく揺らいでいることを重く受け止め、機構の調達手続や業務委託管理の抜本的な見直しを早急に進めるとともに、厚生労働省による厳格な指導監督を行うことにより、組織の立て直しと再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>るところである。</p> <p>また、同機構に対して業務改善命令を行い、その改善状況の報告を受けたところである。今後とも、同機構に対する厳格な指導監督を行うことにより、組織の立て直しと再発防止に万全を期してまいり所存である。</p>
<p><b>5. 商工中金の危機対応業務等における不正行為について</b></p> <p>株式会社商工組合中央金庫(商工中金)の危機対応業務における不正行為については、平成 29 年6月に本院が警告決議を行ったところであるが、全件調査の結果、全国で職員 444 名が関与し、融資実行額 2,646 億円を超える不正融資が行われていたことが明らかとなった。その後も新たな不正が多数判明し、商工中金において、組織的な隠蔽や書類のねつ造が常態化していたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、商工中金の在り方と危機対応業務の枠組みを抜本的に見直し、中小企業の経営支援に資するビジネスモデルの再構築やガバナンスの強化を図るとともに、主務官庁による適切な指導監督体制を構築して再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p><b>5. 商工中金の危機対応業務等における不正行為について</b></p> <p>株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務等における不正行為については、経済産業大臣の指示に基づき設置した「商工中金の在り方検討会」における取りまとめ結果を踏まえ、同社の危機対応業務を抜本的に見直すとともに、政府に「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」を設置し、同社のガバナンスを強化したところである。</p> <p>また、同社は、本委員会の了承を得て、平成 30 年5月に新たなビジネスモデルを業務改善計画として策定し、同年 10 月に中期経営計画をとりまとめたところである。</p> <p>今後とも、不正行為の再発防止に万全を期することはもとより、同社が解体的出直しを図り、改革を着実に実行していくよう、指導・監督を徹底してまいりたい。</p>
<p><b>6. スーパーコンピューターの研究開発に係る助成金の不正受給について</b></p> <p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるスーパーコンピューターの研究開発に係る五助成事業の助成金 35 億円の一部を、株式会社ページコンピューティングが不正に受給し、同社の代表取締役が詐欺容疑等で起訴されたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、機構が立入検査等を実施したにもかかわらず、不正行為を防止できなかったことを重く受け止め、事業者に対して厳正に対処するとともに、国からの助成に係る研究開発事業の実施に当たっては、事業採択に係る審査過程の透明性の確保や抜き打ち検査の実施等を含めた抜本的な対策を講じるなど再発防止に万全を期し、機構に対し不正に係る助成金の返還請求を行うよう求めるべきである。</p>	<p><b>6. スーパーコンピューターの研究開発に係る助成金の不正受給について</b></p> <p>スーパーコンピューターの研究開発に係る助成金の不正受給については、不正受給を行った事業者に対し、平成 29 年 12 月に補助金交付等停止措置を講じるとともに、平成 30 年2月に不正が認められている2つの事業の助成金と加算金を合わせた約 9.4 億円を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に返還させたところである。</p> <p>また、同機構は、採択審査過程の一層の透明性確保に努めるとともに、調査委員会による報告を踏まえ、抜き打ち検査の強化や専門家の同行による調査等の再発防止策に取り組んでいるところである。</p> <p>引き続き、公判の内容等も踏まえつつ、同機構が徹底的な対策を講じるよう対処してまいりたい。</p>

<p><b>7. 福島第一原子力発電所事故の除染事業における相次ぐ不適切事案について</b></p> <p>除染事業における不適切な事案に対し、平成 29 年 6 月に本院が警告決議により是正を促したが、除染の請負事業者による宿泊費の水増し請求や、汚染土壌を詰めた汚染袋の不適切な取扱いなど、いまだに除染事業に係る不正や不適切な事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、不適切な事案が後を絶たないことを重く受け止め、建設業界に対して企業統治の強化や法令遵守の徹底を要請し、現場における監督体制を強化するとともに、不適切な行為を行った事業者を指名停止とするなど厳正な措置を講じ、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p><b>7. 福島第一原子力発電所事故の除染事業における相次ぐ不適切事案について</b></p> <p>福島第一原子力発電所事故の除染事業における相次ぐ不適切事案については、関係者に対して指名停止措置等を行ったところである。</p> <p>また、再発防止策として、環境省福島地方環境事務所における宿泊費の請求内容の確認を強化するとともに、受注業者に対し、汚染土壌収容容器の適正使用を指導したほか、建設業界へ企業統治の強化及び法令遵守の徹底等をあらためて要請しているところである。</p> <p>さらに、平成 30 年 4 月には、同事務所の組織を大幅に見直し、監督体制の強化を図っている。</p> <p>引き続き、除染事業の適切な実施及び再発防止に努めてまいりたい。</p>
<p><b>8. 自衛隊における不適切な日報管理等について</b></p> <p>陸上自衛隊のイラク日報に関し、平成 29 年 3 月に陸上自衛隊研究本部において該当文書が確認されていたにもかかわらず、速やかに防衛大臣等に報告されず、国会に対し結果として虚偽答弁を繰り返してきた。1 年以上にわたり組織として対応が不適切であったこと、また、南スーダン日報に関する情報公開請求への対応がずさんであったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、イラク日報に係る事案が防衛省・自衛隊におけるシブリアンコントロールに関わる重大な問題であることを深刻に受け止め、組織文化や職員の意識の改革に全力で取り組むとともに、文書管理や情報公開が適切に行われるよう、再発防止策を徹底して実施すべきである。</p>	<p><b>8. 自衛隊における不適切な日報管理等について</b></p> <p>自衛隊における日報管理等については、イラク日報に係る事案の再発防止策として、防衛大臣の指示・命令を履行する体制の強化を行うとともに、行政文書の電子ファイル化や、行政文書管理・情報公開に関するチェック体制の強化を図っている。</p> <p>また、行政文書管理・情報公開等に関する個々の隊員の意識改革を進め、情報公開等に迅速かつ確実に対応できる組織づくりを進めているところである。</p> <p>今後とも、これらの再発防止策を徹底し、文書管理、情報公開及び国会対応が適切に行われるよう努めてまいりたい。</p>

(出所) 警告決議及び政府提出資料を基に作成

なお、警告決議は昭和 40 年度決算以降、現行と同一形式の本会議議決が行われてきた<sup>3</sup>が、警告決議に係る「政府が講じた措置」について、内閣総理大臣名の正式な報告書が参議院議長へ提出されるようになったのは、平成 7 年度決算に関する警告決議以降のことである。参議院制度改革検討会報告書（平成 8 年 12 月 16 日）における答申「決算審査の充実について」の中で、「警告決議に対して内閣が講じた措置の報告について、内閣総理大臣名で議長あてに報告書を提出させる」旨が示され、これを受け、10 年 1 月 8 日、参議院議

<sup>3</sup> 平成 25 年版参議院委員会先例録 73～74 頁。一方、措置要求決議の制度は平成 15 年度決算審査において創設された。

院運営委員会理事会において同趣旨の決定がなされた。そして、11年10月26日、平成7年度決算に関する警告決議について講じた措置に係る報告書が、当時の小渕内閣総理大臣から斎藤議長へ提出された。

## (2) 「政府が講じた措置」の報告聴取

「政府が講じた措置」については、財務大臣が報告するのが例とされており<sup>4</sup>、例えば、平成27年度決算に関する決議に対する「政府が講じた措置」については、30年4月16日の決算委員会において、財務大臣から報告を聴取した<sup>5</sup>。なお、例年、警告決議に対して講じた措置については全文が読み上げられる一方、措置要求決議に対して講じた措置については、「お手元に配付してありますとおりの御報告を申し上げます」などと報告され<sup>6</sup>、その内容は会議録の末尾に掲載されている。

## (3) 「政府が講じた措置」を議題とした質疑

決算審査においては、毎年6回程度の省庁別審査を行うが、これとは別に、前年度の決議に係る「政府が講じた措置」を議題として質疑を行う日が設けられたことがある。これまでに、19年3月16日（平成17年度決算審査中）、20年4月9日（平成18年度決算審査中）、22年3月29日（平成20年度決算審査中）の計3回行われている<sup>7</sup>。

「政府が講じた措置」を議題とした質疑が行われた経緯については、17年8月5日付けの決算委員会理事会申し合わせ「参議院決算審査の充実について」の中で、「健全な予算形成に寄与するため、内閣に対する警告決議等の内容を充実するとともに、その措置状況報告について、委員会で審議の対象とし、決算審議の結果を予算へ反映させる」旨がうたわれており、まさにこの考え方を実現したものであると考えられている<sup>8</sup>。

なお、「政府が講じた措置」を議題とした質疑の回でなくとも、省庁別審査等の回で、講じた措置の内容等について政府に問い質すことはある<sup>9</sup>。

上記(1)～(3)の仕組みにより、参議院においては、決議に関して政府に是正改善を促し、決算審査の結果を一層予算執行等に反映させることとしている。平成16年度決算以降に関する決議関係の実施日程を示すと、図表2のとおりである。

<sup>4</sup> 平成25年版参議院委員会先例録75～76頁

<sup>5</sup> 平成28年度決算に係る「政府が講じた措置」については、本稿執筆時点（31年3月27日）において報告聴取が行われていない。

<sup>6</sup> 第196回国会参議院決算委員会会議録第2号3頁（平30.4.16）等

<sup>7</sup> 平成19年度決算審査においては、前年度である平成18年度決算について決議が行われなかったため、「政府が講じた措置」の提出及び報告聴取もなかった。決議が行われなかった背景とその後の経緯に関しては、奥井俊二「決算審査の充実に向けた参議院の取組」『立法と調査』No.327（平24.4.2）参照。

<sup>8</sup> 奥井俊二「平成16年度決算審査の概要」『立法と調査』No.259（平18.9.1）、奥井俊二「平成17年度決算審査等の概要」『立法と調査』No.271（平19.8.6）参照。

<sup>9</sup> 直近の質疑の例については、第196回国会参議院決算委員会会議録第2号4頁（平30.4.16）参照。

図表 2 近年の決議関係の実施日程

決算年度(注1)	警告決議		措置要求決議(注2)		「政府の講じた措置」の国会提出	「政府の講じた措置」の報告聴取
	件数	議決日 (本会議)	件数	議決日 (委員会)		
16年度	11	H18.6.9	11	H18.6.7	H19.1.25	(注5)H19.2.21
17年度	6	H19.6.13	10	H19.6.11	H20.1.18	(注5)H20.1.23
18年度(否認)	—	—	—	—	—	—
19年度(否認)	5	H21.7.1	9	H21.6.29	H22.1.22	(注5)H22.1.27
20年度	8	H23.2.16	5	H23.2.14	H24.1.24	H24.2.24
21年度(否認)	6	H23.12.9	7	H23.12.7	H24.6.8	H24.9.3
22年度(注3)	—	—	7	H24.8.27	—	H25.5.20
	5	H25.5.22	2	H25.5.20	H26.1.24	H26.3.28
23、24年度(注4)	7	H26.6.11	11	H26.6.9	H27.2.12	H27.4.13
25年度	6	H27.7.1	9	H27.6.29	H28.1.22	H28.4.4
26年度	8	H28.5.25	13	H28.5.23	H29.1.20	H29.4.10
27年度	7	H29.6.7	10	H29.6.5	H30.1.22	H30.4.16
28年度	8	H30.6.27	5	H30.6.18	H31.1.28	

(注1) 決算自体が否認された年度については、(否認)と記載している。

(注2) 16、17、26、27年度決算審査では、政府のほか、最高裁判所や会計検査院にも措置要求決議を行っており、これを含めた件数としている。

(注3) 平成22年度決算については、先に7項目の措置要求決議が行われ、翌年に5項目の警告決議及び2項目の措置要求決議(その2)が行われた。

(注4) 平成23年度決算及び平成24年度決算については、省庁別審査以降は一括して審査が行われ、決議も両年度一括して行われた。

(注5) 平成16、17、19年度決算については、「政府が講じた措置」の報告聴取の後日、これを議題とした質疑が行われた。

(出所) 参議院審議概要等を基に作成

### 3. 決議の実効性の検証

以上を踏まえ、実際に決議の実効性は確保されているのかについて検証する。決議の内容は様々であり、一概に評価することは困難であるが、一部には必ずしも措置が完全に履行されたとは言い切れない点も見られる。以下、例を挙げながら見ていく。

#### (1) 繰り返される決議

決議を発した後、同種又は関連する不祥事等が発覚し、再度決議を行った例は多くある。例えば、平成28年度決算に関する警告決議のうち、「商工中金の危機対応業務等における

不正行為」、「福島第一原子力発電所事故の除染事業における相次ぐ不適切事案」については、前年度である平成 27 年度決算審査においても同種の警告決議を行っている。こうした繰り返される決議のうち、決議本文中に「本院が警告決議により是正を促してきたにもかかわらず」など繰り返してであることを明確に示す文言が入っているものを列挙すると次のとおりである。

図表 3 繰り返しの決議一覧（平成 16～28 年度決算に関するもの）

決議項目	過去の関連決議
商工中金の危機対応業務等における不正行為（28警告）	27警告
福島第一原子力発電所事故の除染事業における相次ぐ不適切事案（28警告）	27警告
政府開発援助事業をめぐる不正事案（27警告）	23・24警告
独立行政法人日本スポーツ振興センター等における不適正な会計経理（27警告）	26警告、23・24措置
雇用保険二事業における執行率が低調な事業の見直し（27措置）	25措置
日本放送協会関連団体における不適正経理等（26警告）	16警告
公的研究費めぐり繰り返される不適正な会計経理（25警告）	23・24警告、22警告、17措置
北海道旅客鉄道株式会社等において多発する重大事故（25警告）	23・24警告
国家公務員の研修施設等の見直し（21措置）	15措置
航空自衛隊の調達における官製談合（20警告）	16警告
都道府県労働局における不正経理（17警告）	16警告、15警告

（注1）数字は決算年度、数字の後ろは警告決議・措置要求決議の別を示す。

例えば、平成28年度決算に関する警告決議であれば、「28警告」と記述している。

（注2）決議本文中に繰り返してであることを明確に示す文言が入っているものを抽出して掲載している。

（出所）各決議を基に作成

同種の決議が繰り返される原因は、その全てが過去の「政府が講じた措置」の履行不足にあるとまでは言えないが<sup>10</sup>、中には政府等の取組が十分でなかったと言わざるを得ないものも見受けられる。例として、図表 3 に示した決議のうち、同趣旨の内容の繰り返してあることが分かりやすい「日本放送協会関連団体における不適正経理等」に関し、各決議と「政府が講じた措置」の内容を図表 4 に示す。

<sup>10</sup> 例えば、「商工中金の危機対応業務等における不正行為」について言えば、不正行為発覚後、第三者委員会による抽出調査の結果を受け、平成 27 年度決算審査において警告決議を行い、その後、商工中金による全件調査の結果が明らかとなったことから、改めて平成 28 年度決算審査において警告決議を行ったものである。措置を講じた後に新たに発生した不正行為ではないため、「政府が講じた措置」の十分・不十分とは直接関係がないと考えられる。



図表 4 日本放送協会（NHK）関連決議と講じた措置

平成 16 年度決算に関する警告決議 (平成 18 年 6 月 9 日本会議議決)	政府が講じた措置 (平成 19 年 1 月 25 日提出)
<p><b>7. NHKの不祥事、関連団体が保有する多額の余剰金の見直し</b></p> <p>日本放送協会(NHK)において、近年、相次ぐ不祥事により国民・視聴者の信頼を大きく失墜させ、受信料不払い急増など受信料制度の根幹を揺るがしかねない事態を招いたことに加えて、今般、新たに職員の度重なる架空出張による公金横領が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を損ねたことは、極めて遺憾である。また、受信料支払いを法律で義務付けるとの議論がある一方、NHK関連団体に多額の余剰金が積み上がっている事実は、看過できない。</p> <p>政府は、NHKの度重なる不祥事を重く受け止め、NHKに対して、綱紀粛正、内部監査の更なる充実によるこの種事案の再発防止に向けた取組、及びNHK関連団体が保有する多額の余剰金の見直しの検討を強く求め、国民・視聴者の信頼回復に努めるべきである。</p>	<p><b>7. NHKの不祥事、関連団体が保有する多額の余剰金の見直し</b></p> <p>日本放送協会(NHK)の不祥事の再発防止に向けた取組、関連団体が保有する多額の余剰金の見直しについては、総務省からNHKに対して、文書により検討を求め、NHKにおいて以下のような取組が行われている。</p> <p>不祥事の再発防止に向けた取組としては、NHKの最高意思決定機関である経営委員会のコンプライアンスに関する諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置するなど、コンプライアンス体制の再構築を図るとともに、役員による現場職員との対話活動の推進等、職員の意識改革に向けた施策を展開しているところである。また、全部局を対象とした業務、経費の調査を実施したところである。</p> <p>NHK関連団体が保有する多額の余剰金の見直しについては、公共放送の関連団体として安定した経営を維持していく上で、適切な規模を確保しつつ、株主への利益還元を重視し、NHKは、自ら定めた指針に基づき、配当を行わせたところである。</p> <p>今後とも、これらの措置を講ずることにより、NHKの不祥事の再発防止の取組及びNHK関連団体の多額の余剰金の見直しが図られるとともに、国民・視聴者の信頼回復に努めるよう強く求めてまいり所存である。</p>

平成 26 年度決算に関する警告決議 (平成 28 年 5 月 25 日本会議議決)	政府が講じた措置 (平成 29 年 1 月 20 日提出)
<p><b>3. 日本放送協会関連団体における不適正経理等について</b></p> <p>日本放送協会(NHK)の相次ぐ不祥事を受けて、本院が、平成 18 年 6 月に警告決議を行ったにもかかわらず、今般、NHK関連団体において、新たに架空発注等の不適正経理が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を失墜させたこと、NHKに還元すべき子会社における利益剰余金が近年逆に増加していることは、看過できない。</p>	<p><b>3. 日本放送協会関連団体における不適正経理等について</b></p> <p>日本放送協会(NHK)関連団体における不適正経理等については、グループ全体としての改革を早急に実施するようNHKに対して繰り返し求めてきたところであり、NHKでは、平成 28 年 3 月に「NHKグループ経営改革」及び「NHKアイテック抜本改革」を取りまとめ、コンプライアンス・不正防止策の徹底、子会社からの適切な還元の在り方に</p>

政府は、NHK関連団体における度重なる不祥事を重く受け止め、NHKによる徹底的な全容と原因の解明、国民・視聴者への適切な説明、関連団体の事業運営に対する指導、監督の強化による再発防止の徹底を行うとともに、子会社等からの適切な還元の在り方についての検討を強く求め、国民・視聴者の信頼を回復すべきである。

についての検討等に取り組んでいるところである。

その後もNHK職員による不祥事が明らかになったことから、NHKに対して速やかに行政指導を行ったところであるが、今後とも、NHKが組織を挙げて取組を加速化し、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す抜本的な改革の結論を早急に得るように強く求めていくとともに、政府においても、NHKの業務、受信料、ガバナンスの三位一体改革に向けた議論を進め、国民・視聴者の信頼回復に努めてまいる所存である。

(出所) 各警告決議及び政府提出資料を基に作成

平成16年7月、NHKの芸能番組担当チーフ・プロデューサーによる番組政策費不正支出問題が発覚し、その後も次々と不祥事が発覚した。さらに、18年4月に職員の架空出張が発覚するに至り、平成16年度決算審査において、NHKのガバナンス等について質疑<sup>11</sup>がなされた。また、併せてNHK関連団体における多額の余剰金(17年4月時点で848億円)についても質疑で取り上げられ、18年6月に上記のような警告決議が行われた。これを受けて講じた措置について、政府は翌年1月に上記のとおり提出した。

しかし、約10年が経過した平成26年度決算審査においても、相次ぐNHK及び関連団体の不適正経理を受け、不祥事続発の要因や再発防止策、関連団体の余剰金(26年度末時点で916億円)の扱い等について質疑<sup>12</sup>が行われ、28年5月に同じような内容の警告決議を行う結果となった。

さらに、最近でも、30年12月に単身赴任手当等を不正受給したとして帯広放送局の副部長が懲戒免職となるなど<sup>13</sup>、NHKの不祥事は依然として発生している。また、関連団体の利益剰余金については直近の29年度末の貸借対照表によれば計934億円と同水準にとどまっており、過去2回の警告決議に対する措置が実効性を伴っていたとは必ずしも言えない状況にある。

## (2) いまだ関連する問題が発生している決議

図表3のような同種決議の繰り返しではないものの、過去に決議を行い、これに対する措置が採られたにもかかわらず、近年でも関連する問題が起きているケースが他にもある。

### ア 高速道路施設等の維持管理

平成24年12月、中央自動車道笹子トンネル内において、トンネル換気ダクト用に設置されている天井板が、138メートルにわたり落下し、9名もの尊い命が失われた。国土交通省の「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の報告書(平成25

<sup>11</sup> 第164回国会参議院決算委員会会議録第8号6～7頁及び30～31頁(平18.4.24)

<sup>12</sup> 第190回国会参議院決算委員会会議録第5号31～32頁(平28.4.13)

<sup>13</sup> NHKウェブサイト<<http://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1319.html#01>>(以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも平成31年3月27日)

年6月)<sup>14</sup>によれば、事故発生要因について、建設当初からボルトの強度が不足しているものが一定程度存在したこと、12年間にわたり近接目視及び打音による点検が未実施であり、点検内容や維持管理体制が不十分であったことなどが挙げられている。

また、笹子トンネル事故を受け、国土交通省は全国の道路管理者等に対してトンネル内の天井板等の緊急点検を指示したが、高速道路と立体交差する跨道橋<sup>15</sup>等については当該指示の対象となっていなかったことなどから、その点検状況等について会計検査院が検査を行った。そして、25年11月、平成24年度決算検査報告<sup>16</sup>において、4,484橋のうち635橋で点検不実施（うち436橋は供用開始後一度も点検を行わないまま10年超経過）、548橋で点検実施状況不明、供用30年以上の1,882橋のうち968橋でコンクリート片等落対策が未実施、2,454橋のうち1,540橋で耐震補強対策が未検討又は未実施となっていること、こうした状況の高速道路会社における把握が不十分であったことなどが指摘された<sup>17</sup>。

この会計検査院の指摘を受け、決算委員会において、跨道橋を含む高速道路関連施設の点検体制、情報共有の在り方、老朽化が進む社会資本への対応等について質疑<sup>18</sup>があり、図表5に示すように、26年6月に警告決議が行われ、これに対する措置が採られた。

図表5 高速道路における跨道橋の点検不備等に関する決議と講じた措置

平成23・24年度決算に関する警告決議 (平成26年6月11日本会議議決)	政府が講じた措置 (平成27年2月12日提出)
<p><b>5. 高速道路における跨道橋等の点検の不備と社会資本の老朽化について</b></p> <p>高速道路と立体交差する全ての跨道橋 4,484橋のうち、635橋でこれまで点検が全く実施されていないこと、548橋で点検の実施状況が不明となっていることなどが会計検査院に指摘されたほか、供用期間の長い路線においてコンクリートの剥離や鉄筋の腐食が発生するなど、高速道路施設の維持管理等に関する問題が顕在化したことは、遺憾である。</p> <p>政府は、全ての跨道橋等の緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うとともに、点検</p>	<p><b>5. 高速道路における跨道橋等の点検の不備と社会資本の老朽化について</b></p> <p>高速道路における跨道橋等の点検については、「道路法」上の跨道橋の点検を平成26年度中に終える予定であり、その他の跨道橋も点検状況等を把握し、管理者及びその監督官庁に対して速やかに点検を実施するよう求め、点検実施状況について併せて公表することとしたところである。</p> <p>また、近接目視による全数監視を5年に1度行うことなど、道路橋等に関する統一的な点検基準等を定め、全ての道路管理者で構成される道路メンテナンス会議を都道府県毎に設置し、点検業務の</p>

<sup>14</sup> 国土交通省ウェブサイト<<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/tunnel/>>

<sup>15</sup> 高速道路の新設等に当たり、既存の道路、水路等について本線を横断させる形で立体交差させて付け替えるなどした道路橋、水路橋、鉄道橋等のこと。跨道橋の管理は国、地方公共団体、鉄道事業者等が行っており、高速道路会社はそれぞれの跨道橋の管理者との間で管理協定を締結することとしている。

<sup>16</sup> 検査報告は、憲法第90条の規定に基づき会計検査院が作成する文書であり、例年11月頃に内閣へ送付され、概ね同月に内閣から決算とともに国会へ提出される。

<sup>17</sup> 「高速連絡橋の耐震補強対策等を適切に実施したり、高速道路と立体交差するこ道橋の点検状況等を的確に把握したりなどすることにより、高速道路の安全な交通の確保等が一層図られるよう改善の処置を要求したもの」(平成24年度決算検査報告658頁)

<sup>18</sup> 第186回国会参議院決算委員会会議録第2号10～11頁(平26.3.31)、第186回国会参議院決算委員会会議録第5号39～41頁(平26.4.21)

体制の抜本的な見直しを行うべきである。また、跨道橋を管理する地方公共団体に対する技術支援及び情報提供、高速道路を始めとする社会資本の老朽化対策の実施に係る優先順位の設定等を併せて行い、国民生活の安全を確保すべきである。

地域一括発注等の技術的支援や情報共有体制の構築を行うとともに、定期点検の結果を踏まえ緊急度の高いものから優先的に修繕を進めていくこととしている。

なお、社会資本の老朽化対策については、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、個別施設毎の計画を定め、優先順位の設定等を行っているところである。

(出所) 警告決議及び政府提出資料を基に作成

上記「政府が講じた措置」に記載のとおり、政府は26年度末時点で道路法上の跨道橋の点検を終えており、道路法以外も含めて全国の跨道橋の96%について点検が終了したとしていた。しかし、28年4月の熊本地震では、多くの住宅の倒壊や土砂災害等の甚大な被害が発生したほか、九州自動車道に架かる点検済とされていた跨道橋の橋桁が落下し、緊急輸送道路を寸断する結果となった。国土交通省は、跨道橋の落橋防止対策が未了となっている地方管理の230橋(30年3月時点)への支援を優先的に実施するとともに、熊本地震で落下した跨道橋が多柱式で水平力支持機能のないロッキング橋脚を有していたことを踏まえ、全国のロッキング橋脚430橋(同)について、31年度までに耐震補強を完了させるとしている。

さらに、笹子トンネル事故や上記の警告決議にもかかわらず、今般、30年11月の平成29年度決算検査報告において、高速道路施設の点検不備・補修の遅れ等が新たに指摘された<sup>19</sup>。指摘によれば、東日本・中日本・西日本の各高速道路株式会社において、①5年に1度の詳細点検を実施したトンネルのうち、近接目視点検が困難な箇所がある110トンネル全てにおいて、点検要領に定められたファイバースコープ等による確認を行っていなかった事態、②詳細点検時の変状箇所等(15万2,738か所)に係る写真の全部又は一部がシステムに記録されていなかった事態、③平成30年3月末時点で「速やかな対策が必要」と判定されている6,669か所のうち、4,579か所について補修等の工事契約が未締結(うち1,474か所は判定から2年以上経過)であり、さらに268か所については維持管理計画等にも反映されていなかった事態等が判明している。

### イ 学校施設の維持管理

27年11月の平成26年度決算検査報告において、建築点検の義務がある公立小中学校の13.1%(694校)において建築点検が未実施となっている事態、建築点検における要是正事項の37.2%(10,106件)が3年以上是正されていない事態等が指摘された<sup>20</sup>。

<sup>19</sup>「高速道路会社が実施する道路構造物の点検等について、点検困難箇所に係る点検の手法を具体的に定めるよう是正改善の処置を求め、点検及び補修結果を適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに変状の内容等の必要な情報を的確に把握するなどして、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備するよう意見を表示したもの」(平成29年度決算検査報告560頁)

<sup>20</sup>「国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理が適切に行われ、児童生徒の安全確保等が図られるよう、建築点検を適切に実施したり要是正事項を早期に是正したりすることの必要性や、要是正事項等に係る

これを受け、決算委員会において、指摘への対応、今後の点検実施に対するフォロー、悉皆調査の必要性、公立小中学校以外の学校への対応等について質疑<sup>21</sup>があり、図表6に示すように、28年5月に警告決議が行われ、これに対する措置が採られた。

図表6 学校施設の維持管理等に関する決議と講じた措置

平成26年度決算に関する警告決議 (平成28年5月25日本会議議決)	政府が講じた措置 (平成29年1月20日提出)
<p><b>4. 公立学校施設の不適切な維持管理について</b></p> <p>児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、自然災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす公立小中学校の施設において、建築基準法に基づく建築点検が694校で未実施であったこと、3年以上是正されていなかった要是正事項が10,106件あったことなどが会計検査院に指摘されたことは、看過できない。</p> <p>政府は、近年の自然災害の多発や公立学校施設の老朽化の進展を踏まえ、全国の公立学校施設における維持管理状況を早急に調査するとともに、要是正事項の早期かつ計画的な是正等により、公立学校施設の安全確保に万全を期すべきである。</p>	<p><b>4. 公立学校施設の不適切な維持管理について</b></p> <p>公立学校施設の維持管理については、全国の公立学校の設置者に対して、「建築基準法」に基づく点検の実施及び要是正事項の早期かつ計画的な是正等、適切な維持管理について要請するとともに、維持管理の手引きを作成し周知しているところである。</p> <p>また、全国の公立学校施設の維持管理に係る点検の実施状況を把握するため、調査を実施したところである。</p> <p>この調査結果を踏まえ、改めて適切な維持管理の徹底を図るよう、継続して要請していくことにより公立学校施設の安全確保に万全を期する所存である。</p>

(出所) 警告決議及び政府提出資料を基に作成

上記に記載のとおり、政府は公立学校施設の安全確保に万全を期してきたはずであった。しかし、30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により、高槻市の小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の9歳女児が下敷きとなって死亡する事故が発生した。事故原因や点検状況には様々な指摘があるが<sup>22</sup>、少なくとも公立学校施設の安全確保に万全を期すことを求めた警告決議の趣旨に反する事態と言える。政府は、30年6月以降、全国の学校におけるブロック塀の緊急点検を実施し、その結果を踏まえて30年度第1次補正予算に「倒壊の危険性のあるブロック塀対応」として259億円を計上している。

情報を一元的に管理して計画的に是正を進めていくことの重要性を周知等するよう改善の処置を要求し、及び教育委員会点検を適切に実施するための具体的な方策を検討して示すなどするよう意見を表示したもの」(平成26年度決算検査報告159頁)

<sup>21</sup> 第190回国会参議院決算委員会会議録第2号13～14頁(平28.1.21)、第190回国会参議院決算委員会会議録第9号21～25頁(平28.5.2)

<sup>22</sup> 例えば、高槻市学校ブロック塀地震事故調査委員会の調査報告書(平成30年10月)によれば、事故の主原因を「内部構造に不良箇所があったこと」とした上で、点検については、「点検対象の一部について、点検が実施されていなかった」ものの、「点検による内部構造の確認は難しい」ため、「法令に従って適切に点検を実施していたとしても、地震を発端としたブロック塀の倒壊が完全に防げるものではない」などとしている。

## 4. 実効性確保に向けた課題

前記の実効性確保の取組により、決議はその多くが政府により措置が採られ、その後の予算執行等に反映されてきた。しかし、それでもこれまで見てきたように、決議及び講じた措置に実効性が伴っているとは必ずしも言えない事例も見られる。こうした事態は、第一に政府側の責任によるものであるが、一層の実効性確保に向けて国会審議における課題について考えることには一定の意義があると思われる。

### (1) 「政府が講じた措置」についての説明

前記のとおり、決議の翌年に「政府が講じた措置」の提出及び報告聴取を行うのが通例であり、決議の実効性確保に寄与している。ただし、以下のような課題も挙げられる。

- 図表1に示すように、提出される「政府が講じた措置」は、各決議の記載分量とおおむね同程度であるため、概括的な内容となっており、この文章を読むだけでは政府が講じた措置内容を完全に把握することは難しい。また、これに係る財務大臣の説明も、2.(2)で述べたように、同内容の読み上げにとどまる。さらに、委員等に対し別途詳細な資料が送付されるような仕組みは特にないのが現状である。

行政事業レビューや財務省の予算執行調査において、予算等への反映状況が施策ごとに反映額も含めて説明されていることと比較しても、「政府が講じた措置」についての説明の深度は必ずしも十分とは言えないと思われる。

- それぞれの措置についての説明は、基本的に翌年1回のみとなっている。決議を行ってから、早ければ半年ほどで「政府が講じた措置」を提出することとなるため、「検討を行っているところである」など、措置の一部が完了しておらず現在進行形となってしまうことがある。図表1に示す28年度決算に関する「政府が講じた措置」の中にも、一部現在進行形となっているものがある。しかし、その後措置完了まで継続的かつ網羅的に監視できる仕組みとはなっていないのが現状である。

なお、総務省の行政評価局調査においては、勧告等を行っておおむね6か月後と1年6か月後の2回、改善措置状況についてのフォローアップを行っている（必要に応じ3回行うこともある）。また、会計検査院の検査においては、検査報告事項に関し、損失が回復されたか、再発防止の処置がとられたかなどについて、処理完結に至るまで継続的にフォローアップを行う仕組みとなっている<sup>23</sup>。

### (2) 「政府が講じた措置」に対する質疑

上記(1)のような課題もあるが、現在の仕組みを前提とすれば、政府が講じた措置の内容に不明な点がある場合や、完了していなかった場合、これを質疑において問い質していくことが、結果的に決議の実効性確保につながるものと思われる。

これまで、前年度の決議に係る「政府が講じた措置」を議題とした質疑の回や、省庁別審査等の回において、講じた措置に対する質疑は度々行われてきた。一方、参議院では、

<sup>23</sup> 会計検査院の指摘を基にした決議の場合は、会計検査院が指摘自体のフォローアップをしているため、決議のその後についても、一定の監視が効いているものと考えられる。

「決算重視」という与野党一致した認識の下、決算審査の結果を早期に予算編成等に反映できるようにするため、国会提出後の直近の常会中に決算を議決できるよう取り組んでいる。既にタイトな日程で審査が進められていて質疑時間が限られていること、決算という性質上、質疑において取り上げるべき範囲が広範多岐な国政全般にわたることなどから、全ての措置内容について質すことは困難と思われるが、「政府が講じた措置」に対する質疑をより一層行うことは重要である。

## 5. おわりに

決議は決算審査の結果を次の予算執行等に的確に反映させるための重要なツールである。これまで決議の実効性を確保するための仕組みは整えられてきたものの、なお課題は存在する。

今後も、政府において、決議を重く受け止め、確実な措置を継続的に採っていく必要があることは言うまでもないが、国会においても、政府が講ずる措置が実効性を伴うものか、一定期間後も形骸化することなくその効力が持続しているか、審査等を通じて不断にチェックし、行政に対する監視を続けていくことが重要であると考えられる。

参考 措置要求決議と講じた措置の対照表（平成 28 年度決算）

平成 28 年度決算に関する措置要求決議 (平成 30 年 6 月 18 日委員会議決)	政府が講じた措置 (平成 31 年 1 月 28 日提出)
<p><b>1. 子ども・子育て支援全国総合システムの運用の見直しについて</b></p> <p>内閣府は、子ども・子育て支援新制度の施行状況に関する情報共有等を国と地方公共団体で行う子ども・子育て支援全国総合システムを構築している。総合システムの運用状況について、会計検査院が 173 市区町を検査したところ、保育の必要性の認定、教育・保育施設等に関する最新情報を登録している市区町は一部にとどまっていること、その要因として入力方式や登録情報の範囲等が地方公共団体の業務の実態を踏まえていないこと、こうした要因を内閣府は十分に把握しておらず総合システムの運用の見直しを検討していないことなどが明らかとなった。</p> <p>政府は、地方公共団体の業務の実態や総合システムの運用状況を的確に把握し、登録が進まない要因を分析するとともに、総合システムの運用を見直し、子ども・子育て支援新制度の更なる充実に向けた活用に一層取り組むべきである。</p>	<p><b>1. 子ども・子育て支援全国総合システムの運用の見直しについて</b></p> <p>子ども・子育て支援全国総合システムの運用の見直しについては、地方公共団体における業務の実態や本システムの運用状況を的確に把握し、登録が進まない要因の分析を行い、その分析結果を踏まえ、地方公共団体における業務の効率化や一層効果的な子育て支援の実施が図られるよう、本システムの運用の見直しを行っているところである。</p> <p>今後とも、子ども・子育て支援新制度の更なる充実に向けた本システムの活用に一層取り組んでまいる所存である。</p>

<p><b>2. 地方創生先行型交付金の不適切な執行について</b></p> <p>内閣府が実施する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業について、会計検査院が検査したところ、2県及び6市町において、地方公共団体が実施計画で定めた事業実施期間中に行っていない事業に係る費用や、交付金の交付対象とは認められない懇親会に係る費用を交付対象事業費に含めるなどしていたため、交付金相当額2億2,434万円が過大に交付されていたことが明らかとなった。</p> <p>政府は、交付金事業の適切な執行に係る留意事項を地方公共団体に対し周知徹底するとともに、審査マニュアルの作成等を始めとする必要な対策を講じて交付金に係る審査体制を充実させるなど、再発防止に一層取り組むべきである。</p>	<p><b>2. 地方創生先行型交付金の不適切な執行について</b></p> <p>地方創生先行型交付金の執行については、平成28年度の決算検査報告を踏まえ、過大に交付されていた金額を地方公共団体から国庫納付させたところである。</p> <p>また、平成29年10月に、交付金事業の適切な執行に係る事務連絡を地方公共団体あてに発出し、周知徹底を図るとともに、審査上の留意事項を共有し、審査体制を充実させることにより、再発防止に取り組んでいるところである。</p> <p>今後とも、交付金事業の適切な執行に努めてまいる所存である。</p>
<p><b>3. 効果が発現していない政府開発援助事業について</b></p> <p>政府開発援助(ODA)事業について、会計検査院が検査したところ、マラウイにおいて、大使館が事業実施機関に建物の適切な設計や施工管理の実施を要請しておらず、診療所の玄関の柱が倒壊して建設工事が中断されたまま完了していなかったり、ブラジルにおいて、大使館が事業実施機関に施設使用の働きかけを行っておらず、整備された職業訓練施設の当初の目的による使用実績が少ないなど、事業の効果が発現していないことが明らかとなった。</p> <p>政府は、ODA事業の効果が十分発現するよう援助相手国の事業実施機関に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、事業実施機関と直接交渉を行う在外公館や独立行政法人国際協力機構の体制強化を一層図るべきである。</p>	<p><b>3. 効果が発現していない政府開発援助事業について</b></p> <p>効果が発現していない政府開発援助(ODA)事業については、援助の効果が十分発現するよう、相手国の事業実施機関等に働きかけを行うなどしたところである。</p> <p>具体的には、マラウイにおいては、速やかに工事を再開させて診療所を完成させるよう、ブラジルにおいては、職業訓練施設等を事業の目的に沿って使用するよう申し入れたところである。</p> <p>また、再発防止策として、平成30年6月に、在外公館に対して通知を発出するなど、適正に事業が行われるよう努めているところである。</p> <p>今後とも、効果的な政府開発援助(ODA)事業の実施に向けて、在外公館及び独立行政法人国際協力機構の一層の体制強化に取り組んでまいる所存である。</p>
<p><b>4. 障害者の就労継続支援A型事業所における相次ぐ経営破綻について</b></p> <p>厚生労働省は、障害者総合支援法に基づき障害者の就労支援を行っているが、就労継続支援A型事業所において、平成29年7月の岡山県倉敷市の5事業所を始めとして、事業所を運営する法人の経営破綻が相次ぎ、500名を超える障害者の大量解雇が発生している事態が明らかとなった。</p>	<p><b>4. 障害者の就労継続支援A型事業所における相次ぐ経営破綻について</b></p> <p>障害者の就労継続支援A型事業所における相次ぐ経営破綻については、解雇された障害者の再就職先確保のため、地方自治体と緊密に連携し、就職面接会の開催等の支援を行っている。</p> <p>また、同事業所での障害者への賃金支払いに係る指定基準の見直し等を行い、安易な事業参入</p>



<p>政府は、解雇された障害者の再就職先の確保を支援するとともに、事業計画及び事業運営の状況等について調査及び検証を行うなどして不適切な運営を行う事業所の実態を解明し、補助金を目当てとした安易な事業参入の再発を防止する措置と健全な事業運営のために必要な対応策を講じるべきである。</p>	<p>の防止等に取り組んでいる。</p> <p>さらに、同事業所の経営状況を調査したところ、多数の同事業所が指定基準に基づく経営改善が必要な状況にあったことを踏まえ、予算事業の実施等により、支援が必要な同事業所等の経営改善に取り組んでいる。</p> <p>今後とも、解雇された障害者の再就職先の確保を着実に進めるとともに、同事業所の健全な事業運営の確保に努めてまいりたい。</p>
<p><b>5. 鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る侵入防止柵の不適切な設置及び維持管理について</b></p> <p>農林水産省は、農作物に対する鳥獣被害軽減のため、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施している。会計検査院が検査したところ、侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握していない事態、柵の設置及び維持管理が適切に行われていない事態等が明らかとなった。</p> <p>政府は、侵入防止柵設置後に鳥獣被害が減少しない場合の原因究明の徹底を図り、高齢化や人口減少等が見込まれる地域の実情に即して、柵の設置や維持管理が適切に行われる体制を構築するとともに、捕獲鳥獣のジビエ等への利活用の促進など鳥獣被害防止対策を効果的に実施すべきである。</p>	<p><b>5. 鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る侵入防止柵の不適切な設置及び維持管理について</b></p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る侵入防止柵の設置及び維持管理については、都道府県等に対し、侵入防止柵設置後に鳥獣被害が減少しない場合の原因究明の徹底を図り、侵入防止柵の設置や維持管理が適切に行われる体制を構築するよう指導したところである。</p> <p>また、捕獲鳥獣のジビエ等への利活用を促進するため、ジビエ処理加工施設整備への支援等を実施しているところである。</p> <p>今後とも、これらの取組を着実に推進することにより、鳥獣被害防止対策の効果的な実施に努めてまいりたい。</p>

(出所) 措置要求決議及び政府提出資料を基に作成

**【参考文献】**

- 会計検査院『日本放送協会における不祥事に関する会計検査の結果について』(平 19. 9)
- 会計検査院『日本放送協会における関連団体の事業運営の状況に関する会計検査の結果について』(平 29. 3)
- 参議院事務局『平成十九年版 参議院改革の経緯と実績』
- 奥井俊二「決算審査の充実に向けた参議院の取組」『立法と調査』No. 327 (平 24. 4. 2)

(みやけ しゅんや)